

## 随意契約理由書

1 修繕名称

西成公園ほか3公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、西成区・港区・大正区内に設置している複合遊具のワイヤーロープ・ゴムマット・落下防止柵・スライダー、大正区・小林南公園の児童用ブランコの鎖と座板について、利用頻度が高く磨耗損傷している状態である。今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 八幡屋公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称

西皿池公園ほか5公園遊具修繕

2 契約相手方

内田工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、西成区内に設置している複合遊具のクッションラバー・スライダー、幼児用ブランコの座板本体、大正区内に設置している2連ブランコ・幼児用ブランコの座板と鎖を連結している部分・座板本体が経年劣化により磨耗損傷している。また、台風21号の影響で発生した倒木により、港区内に設置している複合遊具のラダー部分が破損しており使用できない状態である。今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 八幡屋公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称

今川公園ほか7公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社 コトブキ

3 随意契約理由

本件は、今川公園に設置している複合遊具の滑り台及び踊り場ウッドウォールに亀裂損傷があり、御崎南公園、加賀屋公園、平野西公園の複合遊具滑り台の滑り面においても亀裂が見られる。また、なみはや公園、苅田南公園に設置している複合遊具のステップラバーに磨耗損傷が見られ、北田辺中公園に設置している複合遊具の滑り台裏面の補強ステーにも破損が見られる。また大領公園複合遊具においても、各デッキ部、側面ラダー部にも磨耗損傷がある。今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

杭全公園水景施設循環装置修繕

### 2 契約相手方

近畿設備株式会社

### 3 随意契約理由

今般、杭全公園のせせらぎの水が流れていないと市民から通報があった。上記業者は建設局が発注する当該施設の点検を請け負っており、今回の事象を受け調査を行った。調査の結果循環装置が経年劣化により起動不能となりせせらぎの水が循環していないことが判明した。

現状のままではせせらぎの水を循環することが出来ないため、溜まった水が腐敗することによる悪臭等の不快な臭いが周辺住民へ悪影響を及ぼす恐れがあることから、機能回復を目的に修繕を行うものである。

上記業者は現在、「平成 30 年度水門施設等点検業務委託」を受託しており、現場状況を把握するとともに修繕に必要な資機材、要員を迅速に調達することが可能であり、あらためて受注者を選定することと比較し大幅に工期の短縮を図ることが出来るとともに費用面でも有利であるため、上記業者と随意契約を締結するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)

## 随意契約理由書

1. 修繕名称

中島公園野球場防球ネット等修繕（緊急）

2. 契約相手方

清立商工株式会社

3. 随意契約理由

本件は、台風21号の突風被害により有料施設の中島公園野球場フェンス門扉及びネットフェンスが破損したため修繕を行うものである。門扉はエキスパンドメタルフェンス及びワイヤーが変形し、施錠できない状態であり、一部は倒壊の恐れがある。また、ネットフェンスのクレモナネットがガラスなどの飛来物によって破れており、ボールが外へ飛び出す恐れがあり、このままでは公園利用者や周辺道路の歩行者への二次災害も考えられることから、安全管理上、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において、とび・土工・コンクリート工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

## 随意契約理由書

### 1. 修繕名称

西淀公園ほか1公園トイレ屋根等修繕（緊急）

### 2. 契約相手方

古瀬建設工業株式会社

### 3. 随意契約理由

本件は、台風21号の影響により、西淀川公園のトイレ屋根及び出来島第二公園の四阿の瓦が一部破損、飛散したため修繕を行うものである。

現在、西淀公園においてはトイレ屋根のトップライトの亚克力板とステンレスフレームが外れており、一部が不安定な状態で残っているため修繕が必要である。

また、出来島第二公園の四阿についてはシングル葺き瓦が剥がれており修繕が必要であり、残っている部分も不安定な状態である。

いずれも今後同様の強風が発生した場合二次災害の恐れがあり、このままでは来園者に安全な公園利用を提供できないことから、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において建築一式工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

### 5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称

天王寺動物園鳥の楽園滝泉用ポンプ等修繕（緊急）

2 契約相手方

テラルテクノサービス株式会社

3 随意契約理由

本件は、天王寺動物園鳥の楽園内の池の水を上流に送水循環することにより、水質悪化を防止するための滝泉用ポンプ等の修繕である。

現在、滝泉用ポンプ等 3 台のポンプが経年劣化により内部部品が磨耗しており、また腐食の影響で固定が出来ない状態になっており、送水管との継ぎ目部に隙間ができ、正規の流量が排出されていない状況である。このままの状態では池の水が滞留することにより水質が悪化し、その水を飲む鳥の健康に悪影響を及ぼすことから、早急に修繕をする必要がある。

本設備は、テラルテクノサービスが設計製作したものであり、取替え部品も他社では製造していない。部品調達や修繕後も一貫した責任と性能について保障を持たせる必要があることから、上記業者へ随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び 5 号

5 担当部署

天王寺動物公園事務所（管理課）

## 随意契約理由書

1 修繕名称

東深江公園ほか3公園便所・ダックアウト屋根等修繕（緊急）

2 契約相手方

株式会社 安原工務店 代表取締役 安原 廣志

3 随意契約理由

本件は、東深江公園・神路公園・真田山公園・巽公園において、台風21号の強風により、東深江公園便所及び神路公園便所・真田山公園有料グランドダックアウト部の屋根等並びに巽公園詰所の樋が破損及び飛散したため修繕を行うものである。屋根については強風により飛ばされ、一部不安定な状態で残っている。

現在、公園便所屋根はシートで覆っている状況であり、ダックアウトについても有料施設での利用に対し安全に利用出来ない状況である。また、今後同様の強風等が起こった場合、利用者や通行人への二次災害の恐れがある。さらに、巽公園詰所については樋がなくなってしまう状態であり建物に被害を及ぼしてしまう恐れがあるため、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において建築一式工事で登録を有していることに加え、必要材料調達等、本修繕に対し迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

建設局 真田山公園事務所



## 随意契約理由書

1 修繕名称

真田山公園事務所 電動シャッター修繕

2 契約相手方

東洋シャッター(株) 大阪支店

3 随意契約理由

本件は、当事務所敷地内に設置されている大型車庫のシャッター修繕を行うものである。

上記車庫は公園維持管理作業用の大型車両用であり、出入り口であるシャッターについては、日々の業務において必ず開閉するものである。

当該車庫については、昨年度末にメーカー点検を実施したところ、経年劣化による不具合が発見され、現状のままにしておくと、早晩に開閉できなくなる恐れがあり、業務に支障をきたしてしまう。

本シャッターは東洋シャッター株式会社が設計製作したもので、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東部方面管理事務所 真田山公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称

八幡屋公園事務所倉庫棟 シャッター修繕

2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

3 随意契約理由

本件は、先日、当該倉庫棟のシャッター7枚のうちの1枚について、巻き込み部分の軸自体が故障し開閉不可能となったため緊急修繕を行ったが、その他の6枚についても以前より開閉時に引っ掛かったり、非常に重くなったりと不具合を生じていたため、先日の緊急修繕の際に施工業者に状態を確認してもらったところ、倉庫建設後25年を経過していることに加え、ほぼ毎日シャッターを開閉していることから、著しく劣化しており、早急に修繕しないと先日緊急修繕を行ったシャッターと同じ状態になる危険性が非常に高いとの報告があった。

当該倉庫については、公園管理用資機材の保管及び作業車両の車庫として日々の作業で使用していることから、使用不可能になった場合、日常作業に非常に支障となることから今般修繕を依頼するものである。

なお、本設備は、先に記載の業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、記載の業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所